

港区立青山生涯学習館の管理運営に関する年度協定書（令和7年度）

港区教育委員会（以下「甲」という。）と公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団（以下「乙」という。）とは、令和6年3月22日に、港区立青山生涯学習館（以下「本施設」という。）の管理運営に関して締結した「港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理運営に関わる年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施に対して支払われる管理運営に要する費用（以下「指定管理料」という。）を定めることを目的とする。

（協定の期間）

第2条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 令和7年度の業務内容は、基本協定第8条に定めるとおりとする。

（指定管理料の額）

第4条 基本協定第32条第2項に規定する指定管理料の額は、年間39,965,000円（消費税を含む。）とする。

（指定管理料の支払）

第5条 指定管理料は、四半期ごとに、乙からの請求に基づき前金払にて支払うものとする。ただし、基本協定第33条の規定により指定管理料を変更した場合は、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

2 前

第6条 乙は、基本協定第30条第5項に定める余剰金等が発生したときは、甲が指定する期限までにこれを返還しなければならない。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区教育委員会
教育長 浦田幹男

乙 港区赤坂四丁目18番13号
公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団
理事長 田中秀司